

代理店（確認者）

印

署名の場合は捺印省略可

耐火基準・経過措置対象契約 確認書

ご契約者名		証券番号	
保険期間	平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日	

上記証券番号の火災保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物は、下記の耐火基準または経過措置が適用できることを、○を付した方法により確認しました。

適用できる基準（該当に☑）と確認方法（該当に○）	
<input type="checkbox"/> 耐火建築物	○A 【当社満期契約（中途更改含む）の更改契約のみ】 前回契約の保険始期が2009年12月31日以前の更改契約の場合で、すでに前回契約以前の契約にて、「耐火建築物」または「準耐火建築物」であることを確認しています。
<input type="checkbox"/> 耐火構造建築物	○B 【共同住宅等の場合】「4階建て以上で3階以上が共同住宅である鉄骨造建物（耐火建築物）」であることを確認しています（2010年8月1日以降始期契約に限ります。）。
<input type="checkbox"/> 準耐火建築物	○C 建築確認申請書（写）第4面にて確認しました。 <span style="float:right">コピー添付要</span>
<input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物	○D メーカー、施工業者様等からの下記耐火基準証明書
	○E C、D以外の確認資料による確認（資料名： ） <span style="float:right">コピー添付要</span>
<input type="checkbox"/> 省令準耐火建物	○F 木造軸組工法における、木住協仕様の特記仕様書にて確認しました。 <span style="float:right">コピー添付要</span>
	○G 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）特約火災の満期契約または中途完済契約の保険証券、お客さまご契約カード、受託金融機関の総合オンライン照会画面で「省令準耐火」「省令簡耐」「構造級別欄にC'（3'）」等の表示があることを確認しました。 <span style="float:right">コピー添付要</span>
	○H メーカー、施工業者様等からの下記耐火基準証明書
	○I F～H以外の確認資料による確認（資料名： ） <span style="float:right">コピー添付要</span>
<input type="checkbox"/> 経過措置対象建物	○J 他社の満期契約（非幹事から幹事に変更する場合を含む）が経過措置対象契約であることを確認しました。 <span style="float:right">コピー添付要</span>

日新火災海上保険株式会社 宛

耐火基準証明書

年 月 日

下記の建物は、下記にチェック☑した項目に該当する建物であることを証明いたします。

- 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）が定める「省令準耐火」の仕様に合致する建物
- 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物（耐火建築物）
- 建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のもの（耐火構造建築物）
- 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する耐火建築物（準耐火建築物）
- 建築基準法施行令第109条の2の2に規定されている建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物）

対象物件の所在地	
会社名	
所在地	〒 TEL ( ) - (担当者名) <span style="float:right">印</span>

メーカー、施行業者様等から「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「特定避難時間倒壊等防止建築物」「省令準耐火建築物」である証明を受ける場合には、本証明書にご記入・ご捺印いただきますようお願いいたします。

# 耐火基準・経過措置対象契約確認書の取扱と注意点（取扱者用）

## 1. 確認資料取付基準

構造	新規・他社継続契約 (異動により構造確認が必要となるものを含む)		当社満期（中途更改含む）更改契約	
	当該確認書	その他確認資料	当該確認書	その他確認資料
耐火建築物 耐火構造建築物 準耐火建築物 特定避難時間倒壊等 防止建築物	要	要 ※保険始期が2010年8月1日以降始 期契約の場合で、4階建て以上で3 階以上が共同住宅である鉄骨造建物 (耐火建築物)については不要	要 ※前回契約の保険始期が2010年 1月1日以降の更改契約で、すで に本確認書を提出している場合 は不要	不要
省令準耐火建物	要	要	不要	不要
経過措置対象契約	要	要	不要	不要

※当該確認書に「コピー添付要」と記載された確認方法については、確認した資料のコピーを添付願います。

## 2. 確認書作成上の注意点（取扱者用）

構造	注意点
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当社継続契約（中途更改を含む。）は前回の契約で確認しているため、確認資料の添付は不要です。</li> <li>●異動により新たに構造級別判定が必要な契約につきましては、新規契約と同様の取扱とします。</li> </ul>
耐火建築物 耐火構造建築物 準耐火建築物 特定避難時間倒壊等防 止建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規・異動・当社満期契約・他社継続契約にかかわらず、本確認書の提出が必ず必要です。</li> <li>●AおよびBの場合は、ご契約者に提出いただく資料（建築確認申請書（写）等）の添付は不要です。</li> </ul>
省令準耐火建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省令準耐火建物であるかどうかは、建築確認申請書（写）では確認できません。（建築確認申請書は建築基準法上の書類であり、勤労者財産形成促進法上に基づく省令準耐火建物である事実は掲載されません。）</li> <li>●Fの木住協仕様の特記仕様書とは「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅特記仕様書（木住協仕様）」のことをいい、日本木造住宅産業協会が定める仕様（省令準耐火建物の基準を満たす仕様として住宅金融支援機構より承認を受けた設計・施工仕様をいいます。）で設計・施工されたことを証明する書類です。一般的にはお客さまが（正）を、施工会社（木住協会会員社）が（副）を持つこととなっていますのでいずれかのコピーを提出してください。</li> </ul>
経過措置対象契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Jの場合において、当社満期契約・他社継続契約を問わず、満期契約の終期と更改契約の始期が同日かつ保険契約者が同一でない場合は、K構造（K級）は適用できません。</li> </ul>

## 3. 施工業者等による証明書について、施工業者・メーカーの印の取付基準は次のとおりです。

- (1) 原則として、法人の場合は法人印、個人事業主の場合は個人事業主の印を取付けてください。
- (2) 法人の場合で、法人印を取付けるのが困難な場合には、当該事実を証明できる役職者または担当者の印でも可とします。

≪役職者または担当者の印を取付ける場合の例≫

日新火災海上保険株式会社 宛	
<b>耐火基準証明書</b>	
平成28年2月××日	
下記の建物は、下記にチェックした項目に該当する建物であることを証明いたします。	
<input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）が定める「省令準耐火」の仕様に合致する建物 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物（耐火建築物） <input type="checkbox"/> 建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のも（耐火構造建築物） <input type="checkbox"/> 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する耐火建築物（準耐火建築物） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の2の2に規定されている建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物）	
対象物件の所在地	埼玉県さいたま市浦和区上木崎 2-7-5
会社名	日新住宅建設株式会社
所在地	〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台 2-3 〒(03)3292-×××× (担当者名) 鈴木 太郎

### 参考〔省令準耐火建物とは〕

勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ（2）に定める耐火性能を有する構造の建物（省令準耐火建物）とは、建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物に準ずる耐火性能を有するものであり、具体的には次のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）の建物で、住宅金融機構の定める仕様に合致するもの
- (2) 木質系プレハブ等の建物で、事前に住宅金融機構の承認を得たもの
- (3) 木造軸組工法の建物で、住宅金融機構の定める仕様に合致するものまたは事前に住宅金融機構の承認を得たもの

※住宅融資支援機構のまちづくり融資制度の対象となる「まちづくり省令準耐火構造」はここに定める省令準耐火構造とは異なります。